

学校関係者の皆様

* 学生・生徒等向け労働法出前講座 労働局から講師を派遣します！

これから社会に出て働くことになる若者が、労働法制の基礎知識について理解することは、若者の職業意識への理解を深めるだけでなく、問題発生を未然に防止するブラック企業、ブラックバイト対策として、若者が労働関係のトラブルから自身を守るためにも役立つものです。

このため、徳島労働局では、大学・短大・高専・専門学校・高等学校等で開催する講義やセミナー等に講師を派遣する「出前講座」を開催し、これから社会に出る若者を支援する取組を行っています。

学内で開催する講義やセミナー等において時間を確保していただければ、労働局から講師を派遣いたします。時間や内容等ご希望に応じることができます。

授業の一コマとして、また、学生・生徒等支援活動の一環として、ぜひご活用ください！

- 内 容
 - 労働法とは
 - 賃金、労働時間、年次有給休暇、解雇等の基本的なルール
 - パワハラ、セクハラ、マタハラについて
 - 「働き方改革」、ワークライフバランスについて
 - 仕事と家庭の両立支援制度について
 - 女性の活躍推進について など
- 講演方法 パワーポイントや資料を用いて説明を行います
- 時 間 ご希望に応じます

確かめよう！
労働条件。



「アルバイトの労働条件を確かめよう！」
キャラクター 「たしかめたん」

裏面の申込書でお申込みください。



【問合せ先】

徳島労働局雇用環境・均等室

TEL：088-652-2718

